

## 盛土規制法に関する手引・技術的基準の修正・変更点について

### 【令和7年5月26日修正】

- ・P15 下段◆災害発生のおそれがないと認められる工事（例）の「以下の要件をすべて満たす場合は」を「以下の要件いずれかに該当する場合は」に修正
- ・図の挿入 P27 図 2.3、P36 図 2.12、P51 図 2.21、P54 図 2.23、P55 図 2.24
- ・P119 表 4.6 中間検査の対象規模等の中の対象工程に記載の「排水施設の周囲を碎石他の資材で埋める工事の工程」を削除
- ・申請書類等の要綱様式番号の修正

### 【令和7年7月22日修正】

- ・P75 降雨強度の確立年について、開発許可によるみなし許可の場合は開発許可の基準を採用して差し支えないこととする旨を追記。

### 【令和7年11月12日修正】

- ・申請及び届出者が法人の場合必要となる「役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し」について、役員の範囲を記載 P91 表 3.6、P93 表 3.8、P98 表 3.13,14